

東京都北区自立支援協議会について

全 体 会
(年2～3回)

全体会において地域全体で確認。

性格

3つの協議会の性格を併せ持つ協議会

障害者基本法第36条の4による
合議制の機関

+

障害者総合支援法第89条の3に
よる協議会

+

障害者差別解消法第17条による
障害者差別解消支援地域協議会

目的

障害者（障害児を含む。）への支援体制を整備する
とともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な
推進を図る。

協議事項

- (1) 障害者・児への支援体制の整備
- (2) 障害者・児への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害（児）福祉計画の策定
- (5) 計画の進捗状況の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し必要と認める事項

報告・提案

専 門 部 会
(各部会年3～4回)

課題別に具体的議論を深める。
検討結果を全体会に報告・提案。

相談支援部会

(相談支援の充実 など)

地域生活部会

(生活の場の整備 など)

権利擁護部会

(福祉のまちづくりの推進 など)

就労支援部会

(就労支援の充実 など)

医療的ケア児・者支援部会

(児童福祉法第56条の6第2項の
趣旨に基づく協議の場)